

生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

青 森 県 警 察 本 部 長

風俗営業所等への立入り等に関する留意事項について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に規定する指示、報告又は資料の提出要求及び立入りについては、「風俗営業等への立入り等に関する規程」（昭和61年5月28日付け公安委員会規程第5号。）及び「風俗営業所等への立入り等に関する留意事項について」（平成28年3月15日付け青警本保第1337号。以下「旧通達」という。）により運用上の留意事項等が規定されていたものであるが、この度、様式の押印を省略するなどして見直しを行い、運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の運用に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 報告又は資料の提出要求

法第37条第1項に規定する報告又は資料の提出要求を行う場合は、本部主管課長へ報告の上、別添様式第1号の「報告・資料の提出要求書」により行い、下記の点に留意すること。

- (1) 報告又は資料の提出要求は、当該営業に関連するものに限り、営業者等の私生活に関するもの及び兼業に関するものには及ばないこと。
- (2) 報告又は資料の提出要求は、法の目的の範囲内で行う指導監督のために必要最小限度なものに限り行うものとし、法の目的に関係のない他の法令に関するものには及ばないこと。
- (3) 報告又は資料の提出要求は、必要がある場合につき原則として1回とすること。ただし、その提出要求が十分に履行されない場合は、更に追加要求することを妨げない。
- (4) 資料の提出を受ける場合は、相手方にその返還の要否を確認し、返還を要する資料については、できる限り速やかに返還すること。
- (5) 報告又は資料の提出で行政目的が十分に達せられるものについては、それで済ませることとし、この場合には立入りは行わないこと。

2 立入りを行う警察職員の変更

所属長は身分証明書を交付したとき又は人事異動等により交付者へ変更があったときは、別添様式第2号の「身分証明書交付者名簿」により本部主管課長へ報告すること。

3 立入り実施時の留意事項

立入りを実施する際は、下記の点に留意すること。

- (1) 立入りの実施に当たっては、行政上の指導・監督のため必要な場合に法の目的の範囲内で必要最小限度で行い、正当に営業している者に対して無用な負担をか

けないこと。

- (2) 立入りをを行う警察職員は、身分証明書を携行し、要求がなくとも関係者に提示すること。
- (3) 個室又はこれに類する施設内に立入る場合にあっては、事前にロックする等により客が在室していないことを確認すること。
- (4) 調査の必要上質問を行う場合にあっては、客に対する質問は、営業者側への質問でその目的を達しない場合に行うこととし、通常は行わないこと。
- (5) 営業時間中に立入りをを行う場合には、できるだけ営業の妨げにならないようにすること。
- (6) 立入りの拒否があった場合は、強制力を用いて立入ることはできないので、説得に努めること。

説得に応じないで立入りを拒否した場合には罰則の適用及び行政処分を行うこととなるが、そのための証拠収集に特に配慮すること。

- (7) 立入りをを行う警察職員に対し、身分証明書を持たない警察職員は補助することはできるが、あくまで補助者としての立場を超えないこと。
- (8) 立入りは法に基づくものであり、警察法及び警察官職務執行法など他の法令に基づく立入りは身分証明書がなくてもできるので、立入りをを行う根拠法規を明確に認識して行うこと。

4 立入りの実施結果

立入りを行った警察職員は、その結果を、別添様式第3号で定める「立入検査等結果報告書」によりそれぞれの所属長に報告し、1年間保存すること。

5 違反認知時の報告

立入りの結果、法令の規定に違反する事犯を認知した際は、別添様式第4号の「風俗営業等違反事実認知報告書」により所属長に報告すること。

この場合においては、「立入検査等結果報告書」の作成を省略することができる。

6 指示処分の上申

警察署長は、風俗営業者に対する指示の必要があると認めたときは、法令違反に対する営業者及び関係者の供述録取書等の証拠書類を添えて、「行政処分上申書」により、本部主管課長を経て生活安全部長に上申すること。

性風俗関連特殊営業者及び飲食店営業者へ対する指示については、決裁終了後直ちに「行政処分上申書」等の写しを本部主管課長へ送付すること。

7 指示書の交付

- (1) 指示書の交付後は、別添様式第5号の「指示処分報告書」により速やかに本部主管課長を経て生活安全部長へ報告すること。
- (2) 指示は、比例の原則に従い、営業者に過大な負担を課さないこと。
- (3) 指示の内容は、違反状態の解消又は将来の違反の防止のための措置等を具体的に示すこと。

担当 生活安全企画課
許可等事務担当室

殿

青森県公安委員会

報告・資料の提出要求書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第1項の規定により、
次のとおり報告又は資料の提出を要求します。

記

営業所	名称		営業種別	
	所在地			
	営業者名			
報告又は資料の提出を求める内容				
報告又は資料の提出期限		年 月 日		
報告又は資料の提出先		警 察 署		
報告又は資料の提出を求める理由				

報告又は資料を提出しないとき、若しくは虚偽の報告又は虚偽の資料を提出したときは処罰されることがあります。

様式第3号

署長	副署長・次長	刑生官	課長	係長	主任等

立入検査等結果報告書

実施者	(係)	(階級)	(係)	(階級)
-----	-----	------	-----	------

立入日時	年 月 日 () 午 時 分～午 時 分
------	-----------------------

立入区分	<input type="checkbox"/> 法第37条第2項 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--------------------------------------------------------------------

営業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業 (号) <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業 (号) <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業 (法第2条第7項第1号の営業に限る。) <input type="checkbox"/> 店舗型電話異性紹介営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 酒類提供飲食店営業 (午前6時から午後10時までの時間のみ営むものを除く。) <input type="checkbox"/> その他 ()
	名称

所	所在地
---	-----

所	営業者 (住所) (電話) 年 月 日生 (歳) (氏名)
	管理者 (住所) (電話) 年 月 日生 (歳) (氏名)

立会人	<input type="checkbox"/> 営業者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> その他 ()
	(住所) (電話) (歳) (氏名)

立入状況	
	資機材の有無 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無

実施結果	<input type="checkbox"/> 法令違反なし <input type="checkbox"/> 法令違反あり (□法第 条第 項違反 □他法令 (構造設備維持義務) 違反 <input type="checkbox"/> 指導事項違反なし <input type="checkbox"/> 指導事項違反あり () (概要等)
	<input type="checkbox"/> 指導・警告 <input type="checkbox"/> 行政処分上申 <input type="checkbox"/> その他 () (理由等)

措置方針	<input type="checkbox"/> なし
------	-----------------------------

警察署長
殿

警察署

風俗営業等違反事実認知報告書

営 業 所	
所在地	
営業種別	
名称	
経営者の氏名又は名称	
違反態様	1 構造設備維持義務違反 2 構造設備無承認変更 3 深夜の遊興禁止違反 4 構造設備変更届懈怠 5 禁止行為違反 () 6 遵守事項違反 () 7 管理者不選任 8 料金不表示 9 年少者立入禁止不表示 10 その他 ()
罪名・罰条	
捜査の端緒	
営業者等	所在地
	名称
	本 籍 住 居 氏 名 生年月日
違反事実	

営業者 _____ は、上記違反事実について、 _____ 年 _____ 月 _____ 日
警察署において、本職に対し、任意次のおおりに供述した。

営
業
者
の
供
述
録
取
書

以上のおおりに録取して読み聞かせたところ、誤りのない旨申し立て署名
印した。

前同日

警察署

印

様式第5号

第 号
年 月 日

青森県警察本部長 殿

警察署長

指 示 処 分 報 告 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条第 項の規定により、
年 月 日、
に対し、指示処分を執行したので、
弁明通知書の写し、弁明調書の写し、指示書の写しを添付のうえ報告する。